

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和5年9月

消費・安全局動物衛生課



動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・ 総括及び総務班
- ・ 保健衛生班

家畜防疫対策室

- ・ 防疫企画班
- ・ 防疫業務班
- ・ 防疫指導班
- ・ 野生動物対策班
- ・ 調査分析班
- ・ 病原体管理班

国際衛生対策室

- ・ 国際衛生企画班
- ・ 多国間調整班
- ・ リスク分析班
- ・ 輸出検疫環境整備班
- ・ 輸入検疫企画班
- ・ 査察調整班
- ・ 検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法 (昭和25年法律第12号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法 (平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

我が国における家畜防疫体制

- 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。
国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関

【我が国の家畜飼養状況】

肉用牛	386百戸	269万頭
乳用牛	126百戸	136万頭
養豚	33百戸	896万頭
採卵鶏	17百戸	1億3千万羽
ブロイラー	21百戸	1億4千万羽

令和5年2月1日現在

自衛防疫団体

動物検疫所



本所

8支所、18出張所
家畜防疫官 526名
(令和5年3月現在)

農林水産省 消費・安全局



動物医薬品検査所
農研機構動物衛生研究部門

都道府県 家畜保健衛生所

167か所

(病性鑑定施設を含む)

獣医師 1,993名

(令和5年4月1日現在)

(厚) 保健所 468か所

(令和5年4月1日現在)

家畜保健衛生所等の設置状況

(令和5年4月1日時点)

○ 家畜保健衛生所：117か所

● 病性鑑定家畜保健衛生所等：50か所

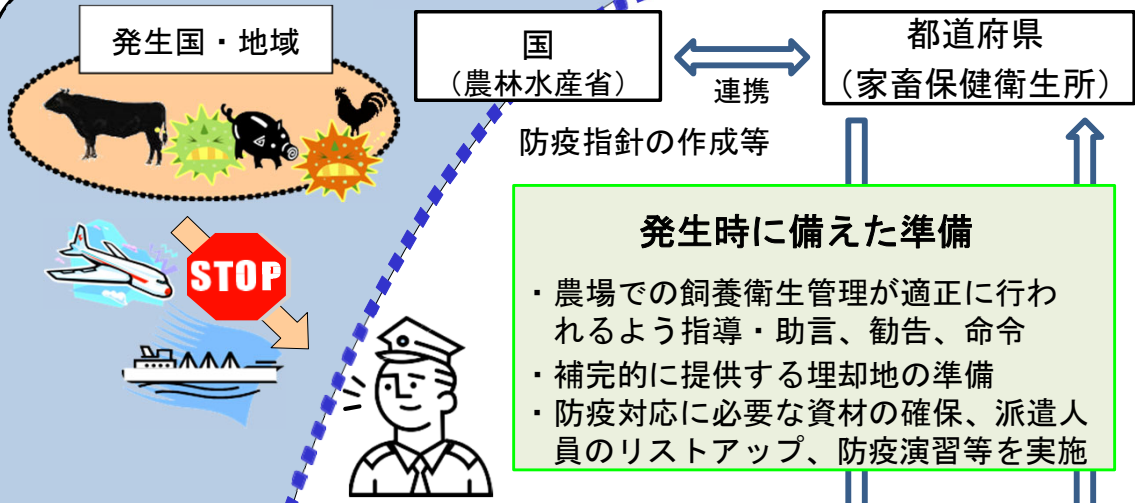
(各都道府県の中核を担う病性鑑定家畜保健衛生所等のみ)



家畜伝染病予防法の概要

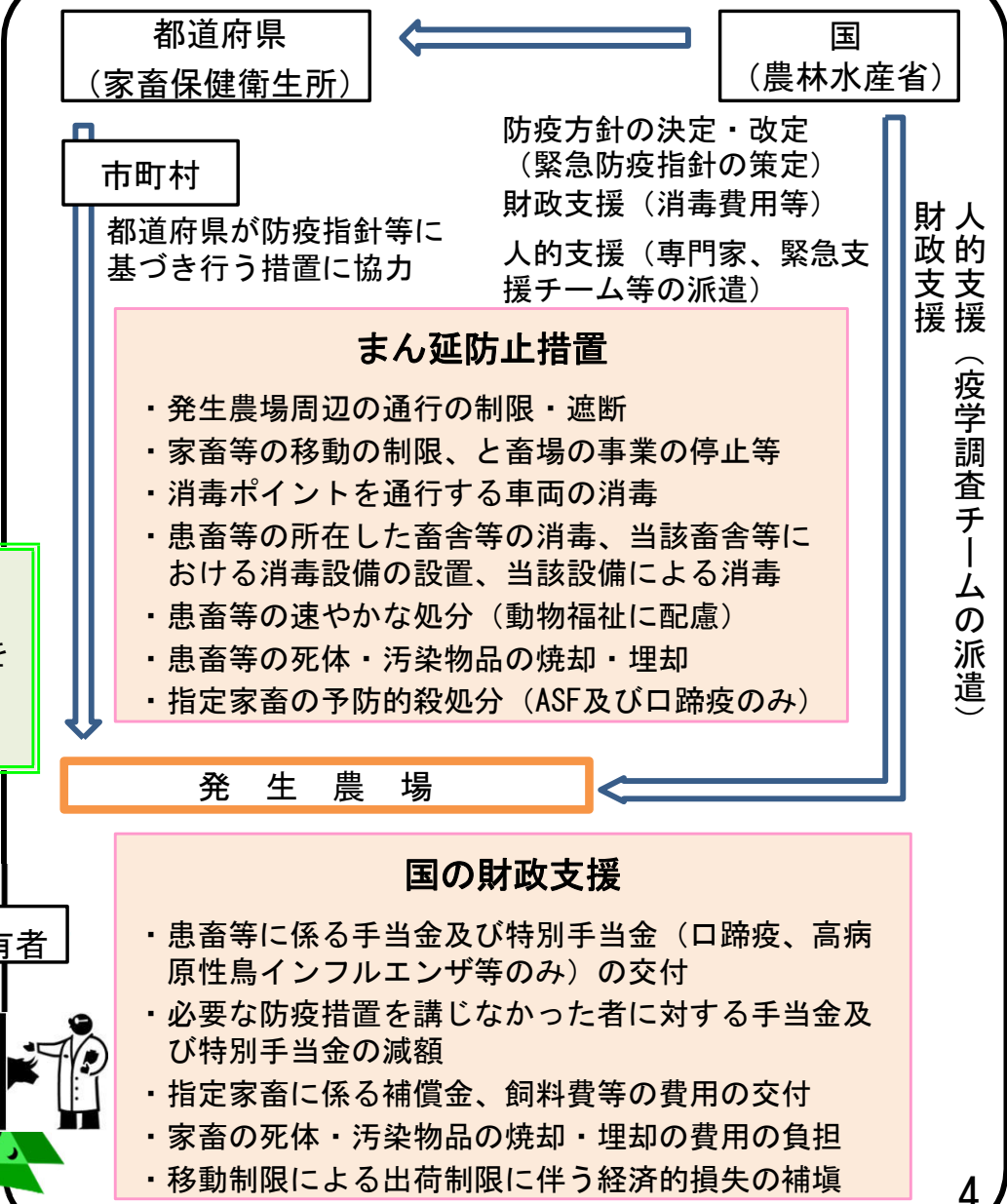
家畜伝染病予防法の目的：家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。

発生予防対策



発生時には・・・

まん延防止対策



国の財政支援（家畜伝染病予防費の概要）

国（農林水産省）

発生予防の取組

まん延防止の取組

口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生

- ・ 患畜・疑似患畜のと殺、焼埋却等
- ・ 移動制限区域の設定

- ・ 消毒ポイントの設置
- ・ 発生状況確認のための検査

都道府県

- ・ 家畜防疫員の旅費
【法第60条第1項第1号：10/10】
- ・ 動物用生物学的製剤
(ワクチン等)の購入費
【法第60条第1項第5号：1/2】
- ・ 薬品(消毒薬等)の購入費
【法第60条第1項第7号：10/10】

等

都道府県

- ・ 野生動物に使用する動物用生物学的製剤
の購入費
【法第60条第1項第6号：1/2、10/10】
- ・ 野生動物の検査、注射、薬浴等に要した費用
【法第60条第1項第8号：1/2、10/10】
- ・ 衛生資材(保護衣、注射針等)の購入費
【法第60条第1項第9号：1/2】
- ・ 消毒ポイントの運営に要する費用
【法第60条第1項第10号：1/2】
- ・ 焼埋却に要する費用
【法第60条第1項第11号：1/2】
- ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の
補填を行う場合の支援
【法第60条第2項：1/2】

等

家畜の所有者

- ・ と殺家畜に対する手当金
【法第58条：評価額の1/3、4/5】
- 〔※ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、
豚熱等の患畜及び疑似患畜については、
特別手当金を交付し、評価額の10/10を
交付する。〕
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
【法第60条の2：評価額の10/10】
- ・ 焼埋却に要する経費
患畜・疑似患畜【法第59条：1/2】
予防的殺処分【法第60条の2：10/10】

家畜伝染病予防費負担金

患畜処理手当等交付金